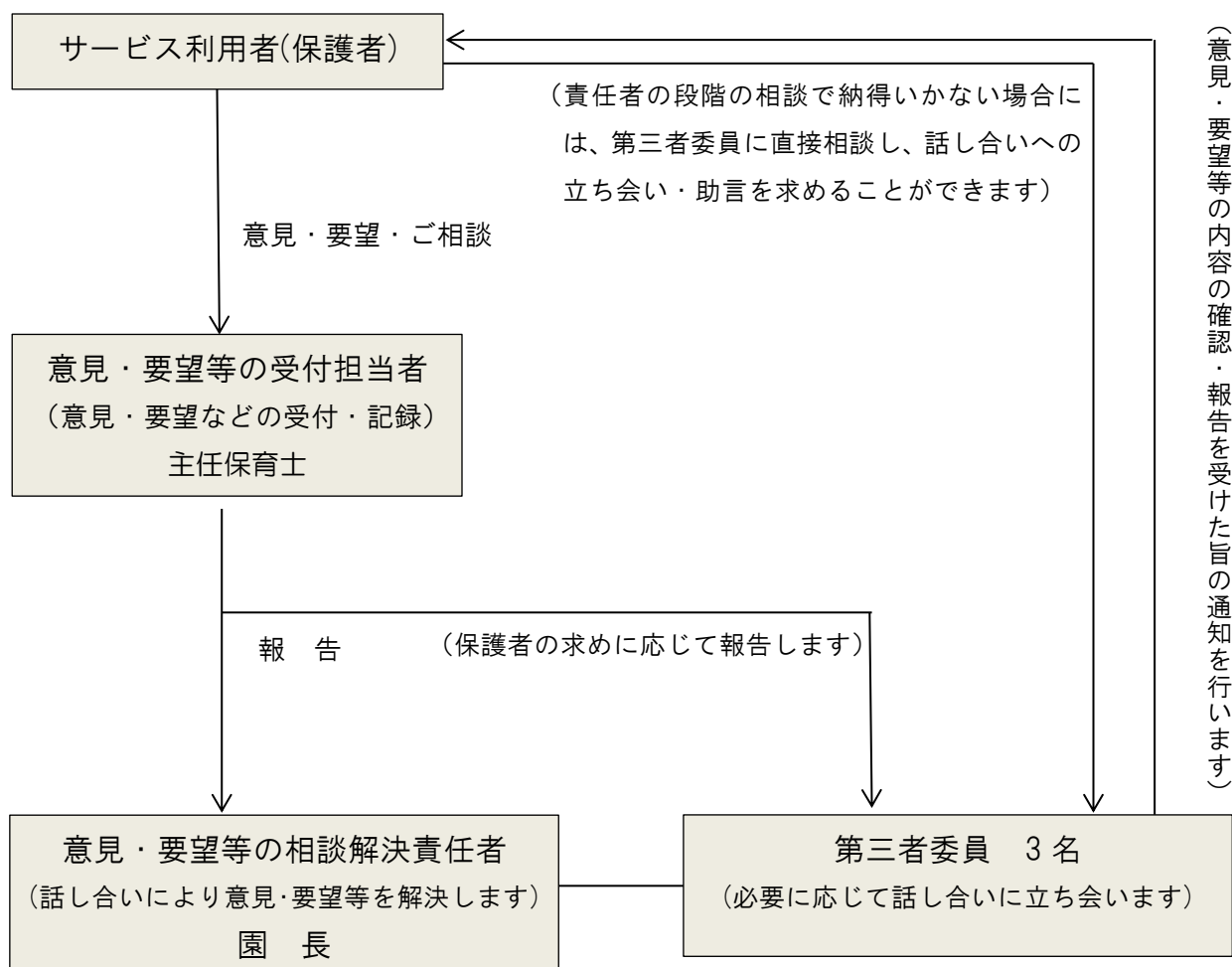


意見・要望・苦情・不満解決のしくみ



- 受け付けた要望に対する回答は、口頭もしくは文書で責任者より相談者へ通知する。
- 個人情報に関するものや相談者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、事業報告書等にて公表する。
- 受付から解決までの記録を保管する。